

保育所・認定こども園・幼稚園等の利用料



3～5歳児クラス

①保育所、認定こども園、幼稚園の利用料（標準的な利用料）は無料です。

②副食費（給食費）は実費負担※1が必要です。

ただし、次の場合は副食費が免除（最大で月額4,500円）となります。

第1号認定子ども（幼稚園・認定こども園の幼稚園機能部分利用）の場合

- a) 市民税所得割合算額※2 77,101円未満世帯・在園児全員免除
b) 市民税所得割合算額 77,101円以上世帯・小学校3年生までの子どものうち、
上から数えて第3子以降の子どもは免除

第2号認定子ども（保育所・認定こども園の保育所機能部分利用）の場合

- c) 市民税所得割合算額 57,700円未満世帯……在園児全員免除
（要保護世帯等※3の場合は77,101円未満世帯）
d) 市民税所得割合算額 57,700円以上世帯……在園児のうち、上から数えて
第3子以降の子どもは免除

※1 副食費（おかず、おやつ、牛乳、お茶等の費用）の金額は、各施設にお問い合わせください。

※2 父、母、児童と同居しているかつ一定の条件を満たした祖父又は祖母の市民税の所得割額等を合算した額のことをいいます。

※3 ひとり親世帯や障がいのある方と同居している世帯を「要保護世帯等」としています。

【副食費免除の例】

				
	7歳 小学2年生	5歳 在園児	4歳 在園児	3歳 在園児
a・cの場合	免除	免除	免除	
bの場合		免除	免除	
dの場合			免除	

0～2歳児クラス

4月1日現在の年齢です。
年度途中で3歳になっても、
年齢区分は変わりません。

①市民税課税世帯は、市民税の所得割額や子どもの人数等に応じて利用料がかかります（副食費は利用料に含まれます）。

②市民税非課税世帯の利用料は無料です。

①の場合でも、次のケースが該当する場合は、利用料が半額または無料になります。

【利用料計算のための子どもの数え方】

市民税所得割合算額が
57,700円未満の世帯ですか？
（要保護世帯等※3は77,101円未満）

はい

年齢に関わらず、子どもを
上から数えてください。

いいえ

在園児※4の中で、上から
数えてください。

第1子目 第2子目 第3子目 第4子目

半額 無料 無料



第1子目 第2子目 第3子目
軽減なし 半額 無料

第2子目は半額、
第3子目以降は
無料になります。

※4 ここでの「在園児」は、保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育施設、企業主導型保育所、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設に入所または児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している就学前児童のことをいいます。

利用料を免除する制度があります

市では、子育て施策の一環として、利用料を免除する制度を設けています。

対象となるのは、次の条件をどちらも満たす児童にかかる利用料です。

（1）入所児童が、入所する年度の4月1日現在で満2歳以下であること。

（2）入所児童が、入所する年度において18歳未満の兄弟姉妹の中で、第3子以降であること。

対象となる児童の保護者には、市から免除申請書を送付しますので、免除を受けたい場合は記入のうえご提出ください。



【0～2歳児クラスの利用料】

(単位：円)

階層区分	階層区分の定義	利用料	
		標準	短時間
1	生活保護法による非保護世帯等	0	0
2	市民税非課税世帯	0	0
3	48,600 円未満	18,000 (9,000)	17,800 (8,900)
4 A	48,600 円以上 54,600 円未満	23,000 (11,500)	22,600 (11,300)
4 B	54,600 円以上 63,100 円未満	27,000 (13,500)	26,600 (13,300)
4 C	63,100 円以上 97,000 円未満	29,000 (14,500)	28,600 (14,300)
3～4 Cの一部	77,101 円未満 かつ要保護世帯等	8,200 (0)	8,200 (0)
5 A	97,000 円以上 132,800 円未満	39,000 (19,500)	38,400 (19,200)
5 B	132,800 円以上 169,000 円未満	43,000 (21,500)	42,400 (21,200)
6 A	169,000 円以上 228,200 円未満	54,000 (27,000)	53,100 (26,550)
6 B	228,200 円以上 301,000 円未満	56,000 (28,000)	55,100 (27,550)
7	301,000 円以上 397,000 円未満	58,000 (29,000)	56,800 (28,400)
8	397,000 円以上	59,000 (29,500)	57,400 (28,700)

4～8月は前年度、
9～3月は当年度の
市民税所得割合算額で
利用料を計算します。
(所得割額は6%で計算
します。)

第2子目は半額、
第3子目は無料です。
() が第2子目の利用
料です。
子どもの数え方は表面
を確認してください。



※5 利用料を算定するための所得割額に対しては、住宅借入金等特別控除、配当控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、外国税額控除、寄付金税額控除、寄付金税額控除における特例控除額の特例、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例の適用はありません。

【注意事項】

○利用料の徴収方法

保育所：市が徴収します。口座振替、納付書、キャッシュレス決済（PayPay・Line Pay）で納付できます。

納付書は毎月15日頃に発送します。口座振替の場合は毎月月末（月末が閉庁日の場合は翌開庁日）に引き落としします。キャッシュレス決済で納付する場合は、納付書記載のバーコードを使用してください。

認定こども園、小規模保育所：施設が徴収します。徴収方法は各施設にお問い合わせください。

○利用料以外の費用

制服や教材費など、利用料以外の費用がかかる場合があります。利用料以外の費用がかかるかどうかは、各園に直接問い合わせるなどして確認してください。

○変更があったら申し出てください

申込内容や世帯状況などの変更となった場合や、申込書の記載や添付書類に不備があった場合、申告等で税額が変更になった場合などには、速やかに「支給認定変更申請書 兼 届出事項変更届出書」と各添付書類を市役所子ども課窓口または利用している施設に提出してください。

【変更の具体例】

- ・世帯構成が変わった……変更後の世帯状況で利用料が変わることがあります。
- ・市民税が変更になった……年度を超えて追徴又は還付になることがあります。
- ・その他（要保護世帯になった場合等）……提出のあった当該年度内で利用料が変わることがあります。

【利用料の計算方法】

？ 保育園の利用料はどのように決まるの ？

利用料：利用料は年に2回計算されます。

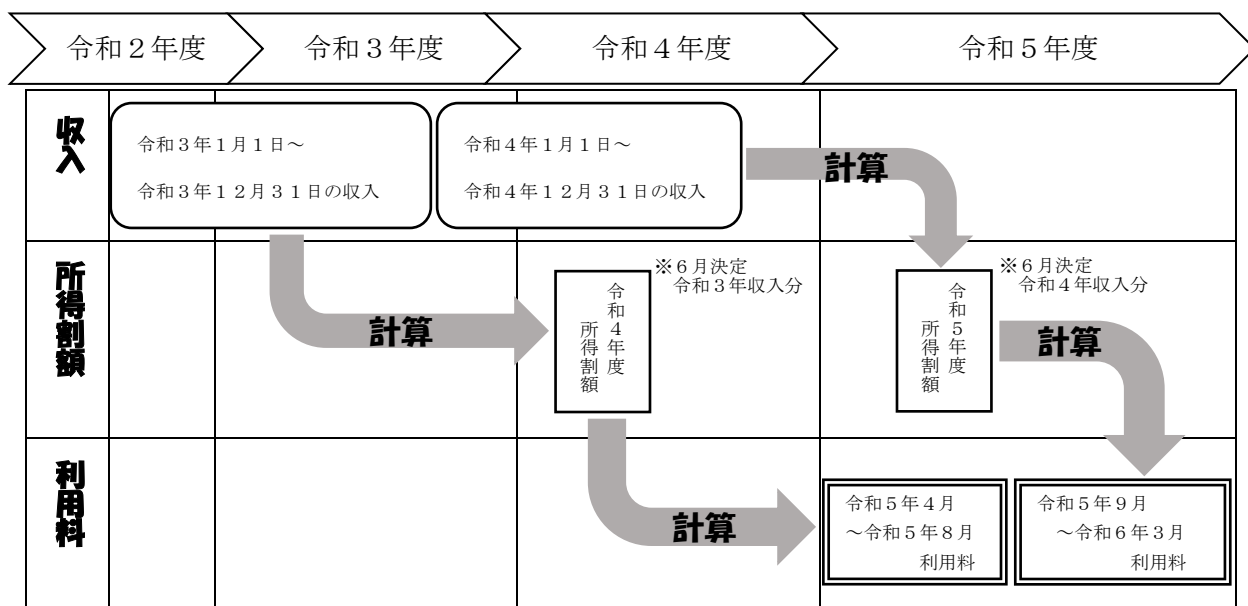
前期（4月～8月）分は前年度、後期（9月～3月）分は今年度の父母の市民税所得割額（税率6％を適用）を合算した額により算出します。

市民税所得割額：次の計算式によって算出します。

所得割額＝（合計所得金額－所得控除の合計額）×税率（6％）－調整控除等税額控除額

所得金額及び控除額：前年の収入により算出します。

例）令和4年度の所得割額は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの所得金額及び控除額をもとに計算します。



？ 所得割額はと思ったら確認できる ？

1. 税額決定通知で確認する

毎年5・6月にその年の1月1日現在の居住自治体または勤務先を通じて通知される市民税の税額決定通知に所得割額が記載されています。記載箇所は次の図のようになっています。

父母の所得割額を合算した額を糸島市利用料表と照らし合わせることで利用料を確認することができます。

※祖父母と同居の父母で、収入の合計額が市の定める基準より低い場合は、家計の主宰者として同居の祖父または祖母のうち収入が高い方を算定に加えることがあります。

※未申告の方は、所得割額が確認できないため利用料は最も高い階層で算定されます。

申告後、「支給認定変更申請書 兼 届出事項変更届出書」を提出してください。課税額確認後、原則として提出があった年度の当初まで、さかのぼって再算定します。ただし、提出が遅れた場合はさかのぼることができない場合があります。

【特例分】

以下の控除がある場合は所得割額に合算する必要があります。

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）、配当控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、外国税額控除、寄附金税額控除

令和〇年度 給与所得等に係る市民税・県民税
特別徴収税額の決定・変更通知書

(給料から天引きされる場合)

給与収入 所得 その他	給与所得 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	課税標準 総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	税額 市民税 県民税 特別徴収税額 控除不足額	税 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 税額控除前所得
-------------------	---	---	-------------------------------------	--

特例分はこちらに表示されます。
所得割額に合算してください。

市民税の所得割額が対象です。

市民税・県民税 税額決定/納税 通知書

(ご自分で納付される場合)

★通知番号	所得金額	税額	市民税	県民税	【市民税】
給与収入金額 給与所得① 山林所得② 分離短期譲渡所得③ 分離長期譲渡所得④ 株式等の譲渡所得⑤ 上場株式等の配当等所得⑥ 先物取引所得⑦ 特別徴収前所得⑧ 税額控除額⑨ 所得割減免額⑩ 均等割減免額⑪ 均等割額⑫ 合計	所得金額 給与所得① 山林所得② 分離短期譲渡所得③ 分離長期譲渡所得④ 株式等の譲渡所得⑤ 上場株式等の配当等所得⑥ 先物取引所得⑦ 特別徴収前所得⑧ 税額控除額⑨ 所得割減免額⑩ 均等割減免額⑪ 均等割額⑫ 合計	税額 市民税 県民税 特別徴収税額 控除不足額	市民税 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 税額控除前所得	県民税 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 税額控除前所得	【市民税】 税額控除 税額控除額

市民税の所得割額が対象です。

特例分はこちらに表示されます。
所得割額に合算してください。

※どちらも受け取られている方は「市民税・県民税 税額決定/納税 通知書」を確認してください。

2. マイナポータルで確認する

政府が運営する行政手続き等のオンラインサービス「マイナポータル」でも所得割額を確認することができます。

詳しい操作方法については、次のサイトにてご確認ください。 <https://myna.go.jp/>



※ご利用にはマイナンバーカードおよびカードの読み取りができるスマホまたはパソコン・ICカードリーダーが必要が必要です。

- 1: ログイン後トップページから、「わたしの情報」を選択する
- 2: 「わたしの情報」を検索する入力画面を立ち上げる（税・所得の項目を選択）
- 3: 「わたしの情報」の取得条件を入力する（デフォルトで最新の税情報を取得するように入力されています）
- 4: 「わたしの情報」の取得条件を確認する（「確認する」を押す→「取得する」を押す）
- 5: 「わたしの情報」の取得を完了する（回答結果一覧へを押す）
- 6: 確認する「わたしの情報」の回答を選択する（回答が閲覧可能となったら選択する）
- 7: 「わたしの情報」の回答内容を確認する

父母の所得割額および特例による控除額を合算した額を糸島市利用料表と照らし合わせてください。